さいたま市水道局告示第145号

水道法(昭和32年法律第177号)第16条の2第1項に規定する指定給水装置工事事業者として、次のとおり指定したので、さいたま市水道局指定給水装置工事事業者規程(平成13年さいたま市水道部企業管理規程第40号)第11条第1号の規定により告示する。

令和7年10月10日

さいたま市水道事業管理者 小 島 豪 彦

- 1 指定年月日
 - 令和7年9月30日
- 2 指定の有効期間
 - ・ 令和7年9月30日から令和12年9月29日まで
- 3 指定した事業者
 - ・ 次の表のとおり

指定番号	名称	住所	代表者名
第 1503 号	八木澤管工株式会社	埼玉県川越市大字今泉231番地3	八木澤 博
第 1504 号	株式会社MIRAI	さいたま市岩槻区大字小溝921番地199	吉川 智人
第 1505 号	株式会社サニックス	福岡市博多区博多駅東二丁目1番23号	稲田 剛士
第 1506 号	株式会社三栄設備	埼玉県朝霞市三原五丁目3番16号	岩崎 謙治
第 1507 号	株式会社関東メンテナ	埼玉県白岡市新白岡四丁目13番地3新白岡	浅田 健太
	ンス	駅前ホスピタリティパーク302号室	